

鎌倉市選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、50,121である。

令和6年9月2日

鎌倉市選挙管理委員会
委員長 門河 通憲

